



令2環境政策第389号
令和2年(2020年)9月25日

日立サステナブルエナジー株式会社
取締役社長 石田 桂 様

山口県知事 村岡 嗣政



(仮称)室津吉母風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する
知事意見について

このことについて、環境影響評価法第3条の7第1項及び発電所の設置又は変更の工事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令第14条第3項の規定に基づき、環境の保全の見地から別紙のとおり意見を述べます。

なお、本配慮書に対する下関市長の意見は、別添写しのとおりです。

(仮称)室津吉母風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する知事意見

本事業は、日立サステナブルエナジー株式会社が、下関市において、最大で総出力25,200kW(4,200kW×6基)の風力発電所を設置する事業であり、国のエネルギー自給率の向上を図るとともに、国、山口県及び下関市の取組に配慮しつつ、地元雇用などによって地元の活性化に寄与するとしている。

一方、事業実施想定区域周辺には、高野鳥獣保護区や室津自然海浜保全地区が存在するほか、複数の特定植物群落が認められるなど、多様な動植物が生育する自然豊かな地域である。また、本州最西端の毘沙ノ鼻や日本風景街道に登録されている風波のクロスロードなど、本県有数の自然景観が形成されている。更に、周辺には、複数の住居や学校等が存在しており、本事業による環境保全上の影響が懸念される。

今後、事業計画の更なる検討に当たっては、選定した計画段階配慮事項はもとより、以下の事項についても検討し、また、それらの経緯及び結果については、環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)以降の図書に適切に記載されたい。

1 全体的事項

(1) 本配慮書では、工事の実施に伴う環境影響を評価の対象としておらず、また、事業実施想定区域外の動植物等については、直接改変がないことを理由に、影響はないなどと評価しているが、これらは計画熟度の低い現段階における評価である。このため、今後の手続きに当たっては、風力発電設備の配置及び構造・機種(以下「配置等」という。)並びに取付道路、送電線ルート等を含めた具体的な工事計画を明らかにした上で、最新の知見をもとに、専門家や関係自治体等の意見を踏まえて必要な評価項目を選定し、適切に調査、予測及び評価を実施すること。

なお、本事業の実施による環境影響を回避又は十分に低減できない場合には、風力発電設備の配置等の再検討、事業実施想定区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(2) 本配慮書では、事業実施想定区域の設定に至る検討過程の説明が不十分でわかりにくいものとなっている。方法書では、風力発電設備の配置等及び工事計画を可能な範囲において明確にした上で、当該地域を選定した理由から事業実施想定区域の設定、配置等の決定までの検討過程を具体的にわかりやすく記載すること。併せて事業目的や事業効果についても、丁寧に記載すること。

(3) 供用後における騒音等に係る調査や維持・安全管理体制、事業期間終了や中断後における事業継続又は原状回復措置等については、その検討した内容を方法書に記載するなど、可能な限り早期に示すこと。

(4) インターネットによる環境影響評価図書の公表に当たっては、広く環境の保全の観点からの意見を求められるよう、利用者の使用機器やソフトウェアなどのコンピュー

夕環境の違いによる利便性の著しい差異が生じないようにするとともに、印刷可能な状態にするなど、利用者への配慮を図ること。

また、今後の手続きに当たっては、地域住民等への積極的な情報提供や丁寧な説明などにより、相互理解の促進に努めること。

- (5) 事業実施想定区域周辺では、他事業者が設置又は計画している風力発電所が複数あることから、本事業との累積的な環境影響が懸念される場合は、今後、必要な情報を入手した上で、その影響について適切に調査、予測及び評価を実施すること。

2 個別的事項

(1) 騒音等

事業実施想定区域周辺には、複数の住居等が存在することから、これらに対する騒音及び超低周波音等の影響が懸念される。このため、こうした影響を回避又は十分に低減するよう、風力発電設備の配置等を検討すること。

特に、騒音及び超低周波音については、風力発電設備の設置予定地点における季節ごと、時間帯ごとの風向・風速等の気象条件を詳細に把握し、風車の大型化に伴う音源の特性はもとより、高度や地形等による影響にも十分に配慮するなど、最新の知見に基づいた適切な方法で、調査、予測及び評価を実施すること。

(2) 水環境

事業実施想定区域内には、複数河川の集水域が存在しており、周辺海域には、豊かな漁場とともに重要な観光資源である海水浴場が複数認められる。これらに対し、工事等で発生する土砂や濁水による影響が懸念されることから、適切に調査地点を選定した上で、調査、予測及び評価を行い、水質等への影響を回避又は十分に低減すること。

(3) 地形及び地質

既存道路の拡幅等をする可能性のある範囲及びその周辺には、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が複数認められることから、近年、全国的に多発している豪雨災害等をはじめとした自然災害への対策について検討し、その結果を計画に反映すること。

(4) 動物・植物

ア 本事業の実施による動植物への影響については、土地改変や工事に伴う騒音・振動や粉じん、水の濁りなど、区域内における直接的な影響はもとより、水環境の変化により海域を含めた流域に生息する動植物にも及ぶ可能性がある。このため、濁水の流出経路等を中心に希少種等の生息状況についても調査を行い、影響のおそれ認められる場合は、予測及び評価を実施し、動植物への影響を回避又は十分に低減すること。

イ 風力発電設備の設置により鳥類及びコウモリ類の衝突等が懸念されることから、配置等の検討に当たっては、専門家等の助言を得ながら、調査、予測及び評価を実施し、鳥類等への影響を回避又は十分に低減すること。

(5) 景観等

景観については、地域住民や関係自治体等の意見等を踏まえた上で、適切な調査地点を選定し、その結果を風力発電設備の配置等の検討に反映することなどにより、景観等への影響を回避又は十分に低減すること。加えて、現地調査等により、人と自然との触れ合いの活動の場が確認された場合には、その影響についても適切に調査、予測及び評価を実施すること。



下 環 政 第 1 4 2 2 号

令和2年(2020年)8月28日

山口県知事 村岡 嗣政 様

下関市長 前田 晋太郎



(仮称)室津吉母風力発電事業に係る計画段階環境配慮書について(回答)

令和2年(2020年)7月16日付令2環境政策第274号で照会のあった標記の件について、別紙事項を市長意見として回答いたします。

なお、当該事業については、地球温暖化対策としての再生可能エネルギーを推進するという必要性は認識しておりますが、事業推進にあたっては、環境や健康等に与える影響等について、地元の理解を十分得るよう事業者へ意見していただくようお願いいたします。

別紙

1 全般について

- (1) 本計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）においては、風力発電設備やアクセス道路等についての配置や工事計画の記述が不十分で、計画熟度の低い箇所がみられる。環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）以降の手続きでは、その点を鑑み、風力発電設備や取り付け道路及びアクセス道路等の配置や工事計画の詳細を適切に記載すること。
- (2) アクセス道路の拡幅による周辺環境への影響及び土地の改変等による土砂災害発生の危険性の増大とともに、工事車両等による砂塵の巻き上げや、泥の跳ね上げ等による動植物及び生態系への影響を回避・低減するよう検討すること。
- (3) 事業実施想定区域周辺には多数の住居等が存在することから、周辺住民に事業内容及び環境に与える影響について丁寧に説明を行うこと。
また、インターネットによる環境影響評価図書の公表に当たっては、広く意見を求められるように利用者の利便性の向上を図ること。

2 騒音について

- (1) 事業実施想定区域周辺には多数の住居等が存在し、騒音及び超低周波音の影響が懸念されるため、風力発電設備からの騒音及び超低周波音について、回折・地形・音源の高さ・風車の大型化に伴う音源の特性についても考慮の上、騒音及び超低周波音による影響を回避・低減するよう、風力発電設備の配置や機種等を検討すること。

3 動物・植物・生態系について

- (1) 本配慮書においては海域における地形改変を行わないことから海域に生息する動物及び海域に生育する植物に影響がないことが明らかであるとしているが、工事の実施による影響も考えられるため、方法書以降の手続きにおいて、海域に生息する動物及び海域に生育する植物についての影響の評価の要否について検討すること。

また、事業実施想定区域内の河川についても改変を行わないため生育する水生生物に影響はないとしているが、事業実施想定区域内及び周辺の河川に生育する水生生物についても同様に影響の評価の要否について検討すること。

- (2) 事業実施想定区域周辺に生息及び生育する動植物について、シカ・イノシシ等も含め現地調査を適切に行うとともに、バードストライク、バットストライクに十分に留意の上、動植物への影響を回避・低減するよう、風力設備の配置や工事計画を検討すること。

4 景観について

- (1) 景観について主な眺望景観だけでなく、囲繞景観も含め、より多くの地点について適切な評価を行い、風力発電設備の配置等について検討すること。

5 その他

- (1) 方法書以降の手続きにおいて、本事業や、隣接する風力発電事業の具体的な計画内容が明らかになった段階で、累積的影響の評価の要否について検討すること。